第2回審議会における委員の発言の概要

ここでは、第2回長野県社会福祉審議会における委員の主な発言を、分野別に整理し、記載しました。

「1 介護福祉人材の確保・定着について」

【地域ごとの求職と求人のマッチング】

福祉人材の充足状況について地域単位で把握し、それを踏まえたマッチングが必要になる。 どんな方策が人材の定着・確保にとっていいのか、説明会で地域の実情を汲み取りながら、 きめ細かく対応していったらどうか。(児玉委員)

ハローワークのデータを見ると、社会福祉の現場では一時期に比べて求人が減り、求職者が増えている状況にあるが、そうした実感が現場にないということは、マッチングがうまくいっていないことが原因と思われる。(佐藤委員)

【人材定着のための職場の体制】

求職者数が増えても、採用後の教育が十分行える体制にない。教育担当の職員が足りていない。(佐藤委員)

【働きやすい就業環境整備】

潜在的な看護師・介護士の掘り起こし、就業しやすい福祉職場の環境づくりのため、医療機関や福祉施設従事者を対象とした、専門職種のための24時間保育などの制度化を促進したらどうか。金銭面、運営面で課題があり、県の後押しが望まれる。(唐沢委員)

「2 介護保険法、障害者自立支援法等の制度運用について」

【介護報酬等の改正とその効果・影響】

介護事業者に対して、介護職員の給与を改善したかどうかと改善されていない場合の理由 についての調査を実施し、何が要因で給与を上げられないかの議論の材料とすることが必要。 (高岡委員)

今回の介護報酬改定についてケアマネージャーにアンケートをとったところ、改定が処遇 改善につながっていないという意見が目立つ。(岸田委員)

過去2回の介護報酬のマイナス改定の影響が大きく、その分を回復できていない。今回の アップ分は必ずしも人材確保に回すべきものではないが、基礎調査を行うことを予定してい る。(佐藤委員)

【障害者等の移動手段】

地域の移送困難者の実態調査を行い、様々な制度について、どんなことができ、どんな制 約があるかを調べる予定。一部の事業者、一部の地域がそれぞれバラバラに対応していても 限界があり、市町村や県がなんらかの方針を打ち出す必要。(福岡委員、高岡委員)

現に財政支援も含めた取組をしている市町村の事例など、具体的な情報があると参考になるのではないか。(福岡委員)

本来は、車いすの人が普通に公共交通機関に乗れる環境を整えるべき。

それを後押しするための補助制度

公共交通機関や市町村が運営する福祉バスで、車いす用のリフトがついているものの台 数

旅行会社の障害者向けの配慮がなされているバスの台数 などについて調査ができないか。(大池委員)

「3 子育て支援施策について」

. 虐待関係

【児童虐待対応職員の充実】

虐待児童へのケアのための職員がまだ十分ではない。児童相談所職員数の更なる増員が必要ではないか。(田中委員)

【虐待等の加害者である親への支援や虐待予防のための子どもへの働きかけ】

家族関係支援プログラムについて

施設に入所した事例だけでなく、家庭生活を維持しながら改善を図っている事例にも 導入。(増田委員)

受ける母親にとってわかりやすく、楽な方法であることが望まれる。(田中委員)

CAPプログラム など、子どもに対する暴力防止のための啓発活動、子どもの力を引き 出す活動は継続が必要。(増田委員)

CAP(Child Assault Prevention)プログラム: 子どもに、自分自身を大切にする気持ちを育てることが重要であり、一人一人が安心、自信、自由という大切な権利を持っているという意識を持たせ、その権利を守るための具体的方法を実践を通じて教えるプログラム。

. 発達障害関係

【発達障害への組織的な対応】

県下でも、発達障害への対応がひとつのムーブメントになってきた感がある。県も、横の連携をとりながらプロジェクトを組むなど、本格的な取組が必要な時期にきている。具体的な組織づくりを提案したい。(福岡委員)

【特別支援教育に対する組織的な対応】

特別支援教育コーディネーターは、校長や教頭職が、LD、ADHDなどの知識を得た上で、その権限において推進していく必要がある。担任教諭まかせにすることで、担任教諭と保護者との間に軋轢を生み、子どもの不登校につながりかねない。(大池委員)

指導主事が学校を巡回する際も、どの教科で指導するにしても、特別支援学級にも必ず 指導を行うなど、しっかりとした位置付けをして欲しい。(大池委員)

【発達障害に対するカリキュラムの現場への普及について】

保育士の養成校や大学などで行われている発達障害のカリキュラムを現場に生かすためにも、各分野の当事者同士が頻繁に顔を合わせる機会を持つことが大事。(田中委員)

. 保育その他関係

【保育所の職員体制の充実】

家庭の形成を通じて子どもの成長を支援することが保育士に課せられているが、職員体制が整わない。虐待の問題も、子どもが小さいうちからの対応が重要であるので、よい保育士の確保とそのための財源が必要。(鷹野委員)

【第三者委員会の活用について】

児童養護施設等における第三者委員が十分に機能していない状況にあるように見受けられるため、さらなる活用が望ましい。(田中委員)

「4 権利擁護に関する施策について」

. モデル事業を活用した制度構築

【成年後見に係る市町村に対する支援】

(成年後見制度支援体制構築モデル事業として)今年度は県内2箇所をモデルに行っているが、障害者や高齢者の相談支援業務に従事する地域包括支援センターや障害者総合支援センター、福祉事務所等の相談員には大変価値があり、モデル事業で終えることなく制度構築につなげて欲しい。(高岡委員)

【成年後見センターや第三者後見の必要性と推進方策】

「成年後見制度普及と後見支援体制懇談会」において検討している成年後見センターなどの設置・運営、第三者後見への対応、身上監護や財産管理などの専門的な対応のために も、広域的な連携による組織的な活動と、財政的な支援が必要。(神戸委員)

. 市町村長申立ての取組など市町村の対応 【成年後見に係る市町村に対する支援】

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を進めるに当たって、市町村に対して 要請をしてもなかなか市町村長が申立人となるケースが少ない。今後の案件の増加も予想

長野県は、平成20年の実績で市区町村による成年後見の申立てが全国下位から12番目の9件。潜在的な該当者がいるのであれば、さらなる積極的な取組が必要。(高岡委員)

. 日常生活自立支援事業と成年後見への移行

されることから、市町村の対応が必要。(唐沢委員)

【権利擁護を支援する総合機関の必要性】

判断能力の低下に伴い日常生活自立支援事業から成年後見制度へという流れはあるが、 日常生活自立支援事業も具体的手法としては大変有効的である。(多様な事例に対応してい くためにも)成年後見センターのように権利擁護を支援する総合的な機関を設置し、ひと つひとつのケースを整理するための組織が機能することが必要。(高岡委員)

【契約締結審査会と成年後見】

日常生活自立支援事業の契約締結審査会で、市町村に成年後見制度の申し立ての準備を 行うよう要請して、成年後見に移行されなかった事例については、その要因を分析する必 要がある。(高岡委員) 「5 サービス提供体制(相談窓口、相談体制)、基盤整備のあり方」

【重症心身障害者の生活の場の確保】

重症心身障害の児童が、成人したときの生活をどうしたらよいかが課題。1事業者や1 市町村で施設やサービス提供体制を整備するのは困難。行き場がなく県外で入所している 人を含めて実態を把握することが必要であり、必要に応じた施設整備が必要。(高岡委員)